

特賞2位 県物産観光協会会長賞
楊名時太極拳金子花梨会



特賞1位 埼玉県知事賞
寄居町カタクリチーム

45回記念特別賞

45位賞 皆中 サッカー部

鳳賞 秩父しののめ会

手鏡賞 横瀬ミニバス女子

糸繰車賞 Palme dor

花の美の山賞 原谷学童 母親チーム

びっくり仰天賞 チーム 芝桜 (秩父市役所)

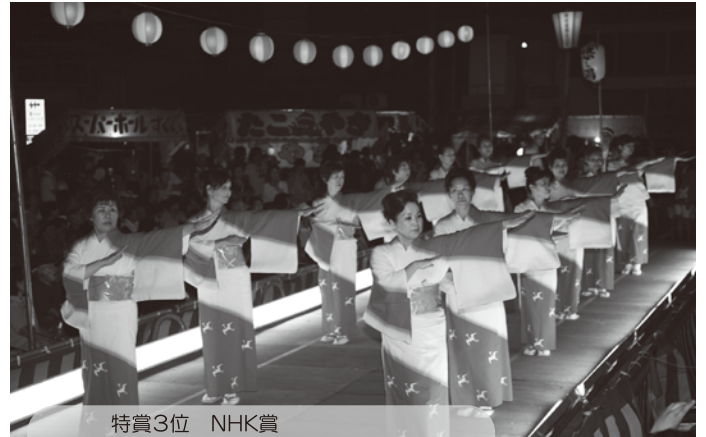
なんと可愛いで賞 中大浜区青少年育成会Aチーム

凄いで賞 申西会

国際親善賞 国際ロータリー第2570地区

米山記念奨学生

すばらしい子供賞・大人賞 秩父ジュニア ペアレンツ



特賞3位 NHK賞
秩父美容組合

保 険 証 更 新

国民健康保険の「保険証」の有効期限は9月30日です。新しい保険証は、9月下旬に各世帯へ特定記録郵便で送付しますので、10月になっても保険証が届かない場合はご連絡ください。

保険税を納めていない方には次のような措置が実施されます

- 督促を受けたり、延滞金が加算されます。
- 有効期間の短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。これは有効期間が通常より短い保険証で、期限が切れるたびに、その都度新しい保険証の交付を受けることになり、滞納分の納付を求められます。
- 納期限から1年間滞納すると、保険証のかわりに「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。
これは、国保の資格があることを証明するだけですので、医療費は、いったん全額を支払うこととなります。
- 療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの国保給付を滞納保険税にあてることになります。
このように、保険税を納めないでいると滞納分の保険税をまとめて支払うことになったり、病気やケガをしたときの医療費が、全額自己負担になるなどの厳しい措置がとられることとなります。
※離職・災害などにより生活が著しく困難となった方は、申請により減免を受けられる場合があります。

問合せ (資格に関すること)
(国保税に関すること)

町民生活課保険年金担当
税務課課税・収納担当

☎62-1232
☎62-1461